

令和4年9月定例会 総務委員会（付託）

令和4年9月27日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

増富委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から、報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

なし

船本警務部理事官

報告事項はございません。

増富委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡本委員

正に、秋の交通安全期間中でありまして、交通部長さんはじめ警察の皆さんに大変な御尽力を頂いて、今うまくいっているなと思います。私もたまたま地元の交通安全協会の会長をしていますので、うちの駐在さんにもよく来ていただいて。田舎ですから、いろんな問合せの中で交通安全のことが非常に多いです。

そんな中で、自動車運転免許に関して何点か質問したいと思います。第二種免許や大型、中型免許の受験資格に係る法改正の概要についてお伺いしたいと思っております。

運転免許の受験資格が法律の改正によって、タクシーやバス、お客さんを乗せて営利目的で運転するドライバーに必要な第二種免許や大型、中型免許の受験資格が緩和されたとの報道がございました。非常にいいことだと思っているのですが、その改正の概要についてまず教えていただきたいと思います。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

委員御質問の法改正についてです。

タクシーやトラック業界におけます若者の雇用対策の一環としまして、若年層の免許取得を可能にするため、令和2年6月、道路交通法の一部改正が行われ、本年5月13日から施行されております。

改正前の第二種免許、大型免許の受験資格は年齢が21歳以上、かつ普通免許保有期間が

3年以上で、中型免許の受験資格は年齢が20歳以上かつ普通免許保有期間が2年以上でありました。改正により、これらの受験資格がいずれも年齢が19歳以上かつ普通免許保有期間が1年以上とされました。

なお、受験者は、あらかじめ指定自動車教習所における教習を修了していることが必要となります。

岡本委員

かなり緩和されたということでもいいことだなと思っているのですが、県内の第二種免許や大型、中型免許の若者の受験者数はどうなのかなと思いますので、まずはそこをお聞きしたい。そのことから、今回の法改正によって状況が少し変わったのかなと思いますので、その2点についてお願いします。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

本県におきましては、令和3年中に1万3,356人の方が運転免許試験を受験しております。このうち、第二種免許の受験者数は166人でうち20歳代は13人、大型免許は399人でうち20歳代は153人、中型免許は283人でうち20歳代は223人となっております。この人数は、ここ3年間ほぼ横ばいの状況です。なお、本年8月末現在、改正法施行後に拡大されました年齢層の受験者はまだおりません。

岡本委員

まだ改正して間もないので今のところそれはないということですが、これから増えてくるだろうし、増えてほしいなと思っています。そこで、若者にこだわるのですが、県内の普通免許の受験者数についてはどうなっているのかなと思います。プロドライバーなどは社会インフラや観光産業に欠かせない非常に魅力的な仕事だなと私は思っていますが、県内の若い方は、やっぱり普通免許の受験が一番多いのかなと思っています。その辺はどうでしょうか。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

普通免許の受験者数についてですが、令和3年中に8,413人の方が受験しております。この数字はここ3年間でほぼ横ばいの状況となっております。

岡本委員

私は勝浦なんで、阿南で学科試験ができればいい。特に若い人からどんなになつとんかというような質問というか、注文が多いです。

確か、重清議員さんが昨年の委員会で、阿南・阿波免許センターにおける普通免許の学科試験の導入について取り上げられたと思います。そのときの答弁を見ますと、令和5年1月をめどに両センターで、新規免許取得に関する学科試験を実施できるよう準備を進めるという答弁であったかと思います。

たまたま、私もこの前阿南に免許の書換えに行ったのですが、小松島の方も来ているので、職員の皆さんがとてもよく知っているということもあったのですが、非常にスムーズ

に見事に処理していました。私の順番が来るまでずっと見ていたんですが、本当によくしていただいているなという思いでいっぱいです。その阿南の免許の準備の進捗状況は、今現在どうなっていますか。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

県警察におきましては、松茂運転免許センターのみで実施しておりました普通免許の学科試験につきまして、遠隔地に居住する受験者の利便性向上を図るため、来年1月を目途に阿南及び阿波運転免許センターにおきましても実施する方針を決定しました。

その後、両センターにおきまして実施要領の検討や職員研修を重ねるなどの準備を進めた結果、来年1月としておりました運用開始の前倒しが可能との結論に至りました。そこで、県民のニーズに早期に応えるため、両センターでの学科試験を本年11月7日から実施することとしました。今後、県民への周知を図るなど、所要の準備を順次進めてまいります。

岡本委員

11月7日と言えばもうすぐなんですけど、いろんな意味で朗報というか、よかったなというふうに思っています。いろんな御努力があったと思いますので、心から感謝をしながら11月7日に向けてスムーズにやってほしいなと思います。本当に早めていただけて心から感謝を申し上げます。

いろいろなことがあるのですが、近くに行ってできる。若者がそのことによって増えればいいし、いろんな仕事や安定した職業に就けるという状況になりますので、今後ともにそのことについてしっかり対応してほしい。もうすぐですからいろんなPRもされて、より良い環境の中で、県民の皆さん、特に南部と阿波市のほうで交通安全の意識が更に高まると思うんです。あんな遠いところ免許更新に行けんわという不安がなくなってくると非常にいいのかなと思います。

私は、あなたの町の郵便局とあなたの町のお巡りさんというのが田舎では一番大事なんですよとも言っているんです。そういう状況の中で警察と県民の皆さん、車を運転する人とが一体となって明るい社会ができるように今後とも頑張してほしいとお願いを申し上げます。

庄野委員

今は岡本委員のほうから、運転免許の取得の件について質問がございました。私は運転免許の返納のことについてお聞きしたいと思います。

高齢者の踏み間違いみたいな事故がかなり増えてきておまして、それに伴って三、四年前から免許返納ということが具体的になされてきております。ここ3年くらいの徳島県における免許の返納者数とどのくらいの年代の方、年齢別はアバウトで結構ですけども、ここ3年くらいで何件くらいで推移してきているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

本県におけます申請による取消しの件数、いわゆる自主返納数につきましてです。

まず、過去3年間の数字を申し上げますと、令和元年の全ての申請取消しが3,798件、うち高齢者が3,686件、令和2年中に3,183件うち高齢者が3,062件、令和3年は2,541件うち高齢者が2,450件、本年8月末現在では1,613件の取消しをしております、うち高齢者が1,559件という状況です。

庄野委員

かなり多くの方が返納されているなと思います。

徳島県の場合には、やはり過疎地域もありますし、免許を返納するということは、日々の買物や病院に行ったり、日々の生活に支障を来すということもあるわけでございまして、公共交通とか地域タクシー、地域バスというものが整備される必要があると思います。

安全面を考えると家族の方は、おじいちゃんもうそろそろ返納したらどうでと家族の中で話し合われて、いや、わしは乗るんじやという人もおいでるかも分かりませんが、本当に悲惨な事故を見ると返納することが大事だと思うのです。

反面、返納したことによる不安な面を何か警察のほうでプラス面というか、安心を与えるような制度というか方策というか、なかなか難しいのしょうけれども、今のところはどのようなふうな形で返納した方に対する安心感みたいなものを、返納した方に、返納すればこんなメリットがありますみたいなことが、言いにくいとは思いますが、それだったら返納してみようかと思わせるような警察のほうで何か具体的な方策などはあるのでしょうか。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

県警としても、高齢者の方をはじめ、運転に自信のない方の卒業といいますか、県民の方の自主返納についての取組は重要と考えており、その取組も実施しております。

自主返納の支援対策としまして、自主返納者を居住自治体につなげる生活支援連絡制度の推進をはじめ、自主返納者に対する支援施策の充実に向けまして関係機関、団体等への働き掛けを継続して実施しているところでございます。

庄野委員

自主返納された方というのは、例えばその方が住んでおられる市町村の役場や市役所のほうに、この方が自主返納されましたという報告などはされているのですか。そこまではされてないのですか。

増富委員長

小休します。（10時47分）

増富委員長

再開します。（10時48分）

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

生活支援の制度につきましてですけれども、本人からの御希望によりまして、取次ぎと
いますか、制度の紹介をしているところでありまして、全ての方への紹介、積極的な紹
介ということはやっておらないという状況です。

庄野委員

返納された方がこれからも地域の中で住んでいくために、自治体のほうにも返納したと
いうことを伝えてくれよと言う場合には伝えるということによろしいですか。分かりまし
た。

それと、他県で見たのですけれども、自主返納制度で愛知県と兵庫県と岐阜県の3県が
警察署が遠いとか警察署に返納した後、帰って来るのが非常に負担になるということで郵
送でも可能にしたということが載っていたんです。徳島県の場合は10警察署と免許セン
ターに返納しに来ていただいて本人確認してやられていただいていると思います。このよう
な10警察署と免許センターでかなりのエリアをカバーしているので、なかなかニーズはど
うなんかなと思いますが、今後、例えば郵送でもいける本人確認がきちんとできれば、郵送
でもしてくれるニーズがあれば、そういうことも考えられるのでしょうか。

多田交通部長

現在も代理人の申請はやっております。

ただ、御家族が御本人の意思に反して返納するということがあっては困りますので、き
ちんと本人の委任状を取りまして、申請を受け付けた後も警察官が本人に対して返納の意
思があるのか確認しております。代理申請のときにそういうアポも取れますし、本人確認
の方法もしやすいのですが、現在のところ郵送であれば、全くもって本人の委任状がある
のかどうか、もちろん手続を決めておりませんので何とも言えないのですけれども、今後
ニーズがあればそういったことの要否、可否も含めまして考えていきたいと思いを
ます。

庄野委員

免許を返納するということは取消しになることで、非常に重要なことなので、郵送で簡
単にするということは心配な面も出てきますけれども、今後の検討材料としてそういう
ニーズが出てくれば、また今後検討していただければと思います。

須見委員

私からは、留置施設における感染事例について質問させていただきたいと思いを
ます。

事前の総務委員会でも本部長から報告がありましたように、県警察の職場間でもクラスターが発生しまして、施設での感染事例が発生しております。新聞等々でも報道されておりました。これから年末、また年明けにかけて次の第8波が懸念されている以上、今回の第7波の検証と次に来る波へのしっかりとした対策が必要ではないかと考えております。

そこでもう一度、留置施設内における感染事例について、どのような状況であって、どのように対応したのかについて、詳しく教えていただけたらと思います。

田中警務部参事官兼警務課長

県内留置施設における被留置者の新型コロナウイルス感染事例につきましては、これまでに2件ございました。

1件目は、本年8月12日、阿南警察署で収容中の被留置者1名の感染が判明いたしました。その前日に同署の留置担当官の感染が確認されましたので、PCR検査を実施し、感染が分かったというものでございます。

当時、阿南警察署の被留置者は同人のみでございまして、他の被留置者への感染拡大のおそれがなかったことから同署で留置を継続してございます。

もう1件、2件目につきましては、8月26日、徳島中央警察署内にある警察本部管理の留置施設に収容中の被留置者1名の感染が判明いたしました。被留置者が悪寒、喉の痛みを訴えましたことから、PCR検査を実施し、感染が分かったものでございます。

本部管理の留置施設におきましては、被留置者を複数収容してございますので、令和2年度の補正予算で隔離居室を整備いたしました他の留置施設に移送をしております。

この両名につきましては、いずれも感染待機期間中の10日間、医師の指導を受けて留置を継続いたしました。喉の痛みやせき、微熱などの軽い症状が見られましたけれども、病院搬送する事態には至らず、感染拡大もなかったというものでございます。

須見委員

8月末から9月にかけて徳島刑務所のほうでも、ウイルスの感染者が急増したとの報道もありました。留置施設で発生した場合、看守勤務員やほかの留置人に感染し、クラスターへの発展が心配されるところであります。県警察において、そういった場合、感染拡大を防止するための対策はどのように行っているのか、詳しく教えていただけたらと思います。

田中警務部参事官兼警務課長

留置施設につきましては、一定の広さを確保しておりまして、空調、換気設備も整っておりますけれども、限られたスペースに複数の被留置者を収容しているというところから、感染拡大のリスクというものがございます。

また、クラスターが発生した場合には、捜査の中断など業務に多大な影響を及ぼしますので、感染予防、感染拡大には十分配慮すべきと認識しております。

留置担当官につきましては、手指消毒などの基本的な感染予防対策を徹底しておりますほか、施設内では常時、フェイスシールドとマスクを着用いたしまして、身体検査時など

被留置者に接触する場合は手袋も着用してございます。また、被留置者につきましては、原則一人1室収容としております。また、マスクの配付、定期的な換気、洗面所など共用部分の消毒も実施してございます。

加えまして、先に答弁いたしました感染事例を確認した後の本年8月末以降につきましては、被留置者を新規収容する際、原則としてPCR検査を実施するなど、感染拡大防止対策を更に強化したところでございます。

今後も、留置施設における被留置者等の感染予防、拡大防止のため、必要な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

須見委員

大阪において、留置人が留置場内で自殺を図り死亡する事案があり、少し前ですけれども徳島県においても逃走する事案が発生したりと、留置場での事故等を防止するために働いておられます看守の方々には、ほかに代えがたいプロフェッショナルな方々で構成されていると思っております。看守の方々に感染が広がっていくということは、専門知識を有する職員の維持が難しくなったり、更に広がっていけば機能不全に陥る可能性も想定されます。感染防止の取組は非常に難しい部分もあるとは思いますが、この先、次の波が来る可能性が懸念される以上、これまでのことを検証し、しっかりと対策をしていただきまして、組織力でカバーしながら業務継続を図っていただきたいと思っております。

続きまして、10月から、110番通報をする際に、通報者が撮影した映像を送信できるシステムが運用されると報道されております。事件、事故や遭難などの際に、画像により状況説明ができるということで警察活動に非常に有効なシステムになると期待される場所です。

記事には、110番通報の際にURLが送信され、映像を共有するなどの記載がありましたが、少しイメージしづらい部分があるので、このシステムについて概要を詳しく教えていただけたらと思っております。

勝瑞生活安全部参事官兼生活安全企画課長

先日来、報道されております110番映像通報システムについてでございます。

110番通報者の方に、スマートフォン等を用いて事件、事故等の現場の映像等を送信していただくものでございます。

具体的には、110番通報を受理しました場合に、通報者に映像等の送信が可能かどうか確認し、可能であれば、通報者の方にスマートフォン等を用いてショートメッセージサービスでURLを送信するというものでございます。

そして、通報者の方にURLから本システムにアクセスしていただきまして、カメラ機能を利用してリアルタイムに映像等を撮影送信していただくというものでございます。このシステムの導入により、警察官が現場に到着する前に、視覚的な情報を受け取ることができ、110番通報に迅速かつ的確に対応できるものと考えております。

このシステムにつきましては、10月1日から試行運用いたしまして、来年4月1日から本格運用する予定でございます。

須見委員

先行導入しました兵庫県警では、通報者に操作方法がうまく伝わらずに画像送信ができなかった例が複数あったように報道されておりました。事件、事故に遭遇した人は、かなり慌てている中で、いきなり操作して画像を送ってくださいと言われても、なかなか難しいような感じもします。

いざというときに県民の誰もが利用できるように、しっかりと工夫を凝らして周知していくことがこの先の課題になるのではないかと思います。

この先、10月1日まで短いですが、どのように周知に取り組んでいくのかお伺いいたします。

勝瑞生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員の御指摘のとおり、本システムを知らない人が、急に映像送信等を案内されましても戸惑うと思いますし、操作方法等がうまく伝わらず、手間取る場合もあると考えております。

したがって、どんな事案や状況で本システムを活用するのかや操作方法を含め、県警ホームページや交番、駐在所等のミニ広報紙、ケーブルテレビ等のあらゆる媒体、機会を通じまして、広く県民の方に周知を図ることとしております。

須見委員

110番通報は県民の生命と財産を守る非常に重要なツールであると考えております。10月から運用される映像システムは、事故、事件等に遭われた方々や警察活動の双方に非常に有効なシステムだと考えております。

しかしながら、すばらしいシステムも使い方が理解されなければ、なかなか使ってもらえないかもしれませんので、10月1日の施行、運用まで残された日数は少ないですが、県民の皆様幅広く周知されるよう広報にしっかりと努めていただきたいと思います。

あわせて、通信指令を行う警察官等の習熟訓練等をしたり、使用する県民の方々に説明するときに丁寧な分かりやすく優しい感じで、警察と話をするというのは、善良な県民にとってはプレッシャーになる部分がありますので、そのあたりもしっかりとマニュアル化して、誰がしても同じ伝わり方になるような準備をしてもらって、新システムを有効に活用してもらいまして、事件、事故のスムーズな解決につなげていただきたいと思います。質問を終わりたいと思います。

北島委員

私のほうからは2点お伺いさせていただこうと思います。

本議会への提出議案となっております地方公務員の定年延長についてでございます。

今後、段階的に公務員の皆様の定年を65歳にしていくというものでありまして、これは警察職員の皆様においても同様の運用になると思われまます。

そうなりますと、2年に1度は原則として定年退職者が出ないという場合があります。今

後、60歳を超える警察職員の皆さんが増えていくと思われま

警察職員、特に警察官の皆さんのイメージは、事件とか事故現場に行かれて、これまでに培った経験とか技術とかそういったものに基づいて適正に的確な判断で対応していただくというイメージがございます。

そういった面で、ベテラン職員の皆さんの経験や技術が、引き続き組織の中に反映される点は非常にいいのかなと思いますが、一方で世代交代が難しくなったり、更なる健康管理が重要になってくるなど、新しい課題が出てくると思っております。

そこでまず、そもそも定年延長になった場合、どのくらいの警察職員の皆さんが60歳を超えて勤務されるようになるのか教えていただけますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

60歳を超える職員の働き方につきましては、これまで同様、定年年齢までフルタイムで勤務する場合のほか、定年前、例えば60歳で一旦退職いたしまして、再任用短時間職員として勤務する場合など、本人の希望に応じまして、働き方を選択するということとなります。

仮に、全ての警察官が定年年齢までフルタイムで勤務することを選択した場合、10年後、令和14年度には約110名、全警察官の約7パーセントが60歳を超える見込みとなっております。

なお、60歳を超える職員の数につきましては、今後実施いたします定年前職員に対する勤務の意思確認などを通じまして的確に把握した上で、職員の多様な働き方へのニーズに対応し、能力と意欲のある職員が即戦力として活躍しつつ、次世代にその知識、経験などを継承できますよう、適切な人事配置に努めてまいりたいと考えてございます。

北島委員

仮に全ての警察官の皆さんが定年年齢までフルタイムで勤務することを選択した場合、10年後には約110名の見込みということでもあります。

定年が延長になって、今後、60歳を超える職員の皆さんが増加するという事は、今現在、警察職員というのは定員が1,500名程度と決まっているという中で、採用枠に影響するのではないかと思いますのですが、今後の新規採用について、どのようにお考えなのか教えていただけますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

警察官につきましては、犯人の制圧、逮捕、また災害時の部隊活動など、職務の特殊性から、活力ある優秀な人材を継続的に確保する必要があると考えてございます。

令和13年度までの定年の段階的引上げ期間中、委員の御質問にあったとおり、2年に1度、定年退職者が出ないというところでございます。これまでのように、退職者の補充を基本といたしました採用方法を続けた場合には、新規採用者数にばらつきが生じまして、安定した採用や知識、技能の継承が困難になってまいります。

また、職員の年齢構成にも偏りが生じまして、組織全体の活力維持に支障を来すおそれ

があるというふうに考えてございます。従来とは異なる対応が必要なんだろうなと考えているところでございます。

このため、定年前職員に対する勤務の意思確認の結果も踏まえまして、令和14年度までの年度ごとの退職者数につきまして見通しを検討した上で、年齢構成に偏りが生じないよう配意しつつ、一定の採用者を安定して確保できるよう、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

また、検討の結果、職員定数の変更が必要と判断される場合につきましては、定数条例の改正についても適切に対応してまいりたいと思っております。

北島委員

退職される方の見通しを立てて、適切に対応していく、それ以上となれば定数条例の改正を視野に入れられているということが分かりました。

やはり、長年培った豊富な知識とか技術とか経験を持つベテランの職員の力を最大限活用し、また、活躍していただくことは本当に重要なことと思います。先を見据えて、フレッシュな人材の登用も最重要課題と思われまます。ですので、定年延長は段階的に進むと思われまますが、しっかりと見通しや計画を立てていただき、その計画に基づいて、この制度に対応していただきたいと思われまます。

目的は、徳島の安心・安全の確保でございまますので、そういった中でスキ間がないよう要望して、次の質問に移らせていただきます。

9月22日の新聞記事にもありまましたけれども、警察署の窓口業務の受付時間を変更すると報道されていまました。

県警察におきまましては、これまで警察職員の業務の合理化、警察署や交番、駐在所の統合、先般にも質問させていただきました当直勤務の見直しといろいろと取り組んでおられまますが、今回の窓口受付の時間変更もこの一環ではないかと思われまます。

受付時間がどのように変更されるのか等々について、また、試行はいつ頃を予定しているのか、記事にもありまましたけれども、改めて概要について詳しく教えていただけまますでしょうか。

船本警務部理事官

警察署の窓口の受付時間の変更の概要についての御質問でございまます。

現在、県内の警察署において行っております窓口業務といたしましましては、交通関係で言いまますと自動車保管場所証明申請や道路使用許可申請がございまます。生活安全関係で言いまますと猟銃等銃砲の所持許可、風俗営業の許可、また、会計関係で言いまますと拾得物の返還等がございまます。

警察署の窓口の受付時間につきましては、システムの入力に時間的な制約のあるものなど、ごく一部を除きままして、現在、執務時間と同様、午前8時30分から午後5時15分までとじているところですが、これによりままして窓口の準備、それから受付後の事務処理のためということと必然的に超過勤務を要するということが課題となつていまましたのでございまます。

この度の試行につきましては、受付時間を午前9時から午後4時までといたしままして、

午前8時30分から午前9時までの30分と、午後4時から午後5時15分までの1時間15分をそれぞれ短縮するというものでございます。

受付時間を短縮いたしますことで、先ほども申しました超過勤務を前提といたしておりました勤務形態を解消いたしまして、署員の負担軽減を図る。それとともに、朝夕のラッシュ時間帯に増加傾向にございます交通事故への対応、あるいは子供さんの見守り活動等の防犯対策を行う体制を確保いたしまして、積極的な街頭活動を実施するなど、県民の皆様の安全・安心にもつながるものと考えているところでございます。

試行時期につきましては、11月1日から当分の間といたしまして、早ければ令和5年4月からの本運用に向けまして、効果や課題の検証を行ってまいりたいと考えてございます。

北島委員

受付時間が午前9時から午後4時、それで試行時期が11月1日から当分の間、早ければ、令和5年4月から本運用という計画でございます。

窓口の受付というのは、今もありましたけれども、自動車保管場所証明とか道路使用許可等については、業者さんだけでなく多くの県民の皆さんも利用されるものだと思います。そのほか、落とし物の届出についても県民の皆様と密接に関わる業務だと思います。

しかしながら、警察職員の皆さんのワークライフバランスの向上という面に非常に効果的な取組と理解しておりますが、一方で、朝夕の受付の時間が短縮されるとのことですので、県民の皆様の利便性にも多少なりとも影響があって、また行政サービスの低下にならないかなという心配もございますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

船本警務部理事官

今回の試行に当たりまして、令和3年度中に取扱いをしました交通部門でありますとか生活安全部門が所管する18種類の主要な窓口業務につきまして、その受付状況の調査いたしました。

このうち、申請件数が最も多く、県下で1日当たり約150件の受付をしているのは、先ほどもありました自動車保管場所証明申請、いわゆる車庫証明でございますけれども、これを例にとりますと、午後4時から午後5時15分までの夕刻の受付時間の割合は、総件数の約3パーセントでございました。こういった数値的なものを見ますと、今回の受付時間変更による影響につきましては限定的ではないのかなと思われるところでございます。

もとより、事件、事故への対応や各種相談等につきましては、これまでどおり24時間対応いたしますし、例えば、ライフラインの損傷や道路陥没等の工事に関する定型的なものではない道路使用許可申請など緊急を要するもの、また、遺失、拾得物の届出など直ちに対応が必要なものにつきましては、受付時間外でございまして、これまでと変わらず対応してまいります。今回の受付時間変更の対象といたしますのは、定型的な自動車保管場所証明申請や猟銃等銃砲の所持許可などでございます。

本施策につきましては、県民の皆様、そして、関係いたします機関、団体の御理解と御協力が不可欠であると考えております。試行の運用に際しましては、施策の趣旨、その内容の周知に努めることはもちろん、窓口を利用された方へのアンケート調査、関係いたします機関、団体からの御意見をしっかりとくみ取りながら、その効果や課題を検証いたし

まして、本運用に向けました準備を進めてまいりたいと考えてございます。

北島委員

窓口の状況もきちんと調査、精査されているということも分かりましたし、いろんな緊急時についても適時、御対応いただくということが分かりました。

県警察においては、こういった新しい取組におきましては、県民の皆様の理解と協力が必要と思いますので、今後、親切、また丁寧な説明周知の徹底をお願いしたいなと思います。

今後の警察職員の皆様の働き方につきましては、やはり警察だけではなく、全ての働き方改革というのがありますが、時代の流れに応じて、これまでの形態が変化したり、新たな取組や制度を導入していくと思いますので、職員の皆様の、厳しい職場と思いますが、ワークライフバランスの向上と、一方で警察行政サービスの維持と向上の両立ができますよう、着実に進めていってほしいなとお願い申し上げて質問を終わります。

東条委員

本日、安倍元首相の国葬ということで、どのチャンネルを見ても報道されていました。今回、徳島県警察として国葬に何日間くらい、何人くらいの応援要請があったのかお伺いいたします。

田村警備課長

今般の安倍元首相の国葬儀の警備の関係で御質問いただきました。

報道によりますと、警察庁からは、今般の国葬儀に警備や要人警護のために全国で最大約2万人の警察官を動員すると発表されているところでございます。

国葬儀の警備に係る本県警察官の派遣につきましては、東京都公安委員会から警察官の派遣に関する援助の要求はございませんでした。こういった状況でございます。

東条委員

そうしたら徳島県からは行っていないということですか。

（「援助の要求はございませんでした」と言う者あり）

分かりました。ひょっとして何人か行かれていますのであったら、その対策等をお聞きしようかなと思ったのですけれども。

県民の安全・安心ということで、引き続き、皆さんの状況を見守っていただくようお願いして、そのことだけちょっと聞きたかったので、以上で終わります。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号，議案第10号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時20分）